

厚生労働省

表15 厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況(個表)

1 事前評価

表15-1) 個別公共事業を対象として評価を実施した政策 (平成29年4月5日、9月5日、平成30年3月8日、3月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の公共事業を対象とする政策評価) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	水道水源開発等施設整備事業 (5地区)	5地区を採択した。
2	簡易水道等施設整備事業 (5地区)	5地区を採択した。

表15-2) 個別研究開発事業を対象として評価を実施した政策 (平成29年9月5日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の研究開発を対象とする政策評価) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	厚生労働科学研究費 (28事業)	28事業につき、平成30年度予算概算要求 (10,284 百万円) を行った (予算編成過程で27事業となり、平成30年度予算案額 : 8,021 百万円)。

表15-3) 規制を対象として評価を実施した政策 (平成29年4月20日、4月25日、5月31日、9月19日、10月30日、11月30日、12月7日、12月22日、平成30年2月9日、3月1日、3月8日、3月9日、3月12日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の規制を対象とする政策評価) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案		
1	毒物及び劇物指定令の改正 (劇物の指定及び劇物からの指定除外について) (2件)	毒物及び劇物指定令を改正し、「2-ターシャリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤」等を劇物に指定、「硫化亜鉛 (II) を焼結した物質」等を劇物から除外した。
麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案		
2	麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正 (麻薬、特定麻薬向精神薬原料の指定)	麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令を改正し、「N- (アダマンタン-1-イル) -1- (5-フルオロペンチル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド (その塩類及びこれらを含有するものを含む。)」等を新たに麻薬に指定、「4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン」等を新たに特定麻薬向精神薬原料に指定した。
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案		
3	アスファルト他9物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化	労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる名称等を表示し、又は通知すべき危険物又は有害物に位置づける等の改正を行うことにより、アス

		<p>ファルト他9物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、容器、包装等に名称等を表示し、相手側に対して一定の危険性又は有害性について記された文書（以下「SDS」という。）を交付するとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付けた。</p>
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部を改正する政令案</p>		
4	<p>障害者雇用率等の見直し（2件）</p>	<p>平成30年4月より一般の民間企業の法定雇用率を 2.3%（当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%）に引き上げるとともに、国、地方公共団体及び特殊法人等の率を 2.6%（当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%）（都道府県等の教育委員会 2.5%（当分の間2.4%、3年を経過する日より前に2.5%））とした。また、これに伴い、身体障害者補助犬の使用を拒んではならないとする事業主を43.5人以上（当分の間45.5人、3年を経過する日より前に43.5人）の労働者を雇用する事業主とした。</p>
<p>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案</p>		
5	<p>時間外労働の上限規制</p>	<p>長時間労働を抑制するため、現行の「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）」（以下「限度基準告示」という。）を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでできない上限を設定することを盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出することを検討。</p>
6	<p>派遣労働者が正規雇用労働者との待遇差について司法判断を求める際の根拠となる規定の整備</p>	<p>派遣元事業主に対し、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇 ②一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務付けるとともに、労働者派遣をするときに協定対象労働者であるか否かの別も派遣先に通知することを義務付けること等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出することを検討。</p>
7	<p>有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する規定の整備</p>	<p>現在事業主に課されている、短時間労働者に対して雇入れ時における労働条件に関する事項を明示する義務規定等について、有期雇用労働者も対象に加えることとすること等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出することを検討。</p>
<p>旅館業法施行令の一部を改正する政令</p>		
8	<p>都道府県等が旅館業の施設の構造設備基準を条例で定める場合に参酌すべき基準の新設</p>	<p>法制的な観点から新たな規制を課すことは不適切であるとして、政令改正を行わないこととした。</p>
<p>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案</p>		
9	<p>石綿の製造等に関する規制の見直し</p>	<p>石綿の分析のための試料の用に供される石綿等の製造を可能とする一方、石綿は高い有害性を有していることが確認されており、製造等を原則禁止しているものであることから、これらの石綿等の製造をする</p>

		場合には厚生労働大臣の許可、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施を行わなければならないこととし、また、これらの石綿等を譲渡・提供する場合にはその名称等の表示及び通知を行わなければならないこととした。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案		
10	製造、輸入、使用を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令を改正し、「一・一'一オキシビス(二・三・四・五・六一ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル。)」及び「短鎖塩素化パラフィン(炭素数が十から十三までのものであつて、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。)」を化審法に規定する第一種特定化学物質に指定し、これら2種類の化学物質の製造・輸入・使用を原則として禁止するとともに、これら2種類の化学物質が使用されている製品を輸入禁止製品に追加した。また、PFOS等が使用されている製品(「エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。))」、「半導体用のレジスト」及び「業務用写真フィルム」)については、これまで化審法においてPFOS等を使用することができる用途に指定されていたが、現在のPFOS等の使用実態等を踏まえ、使用することができる用途の指定を取消し、上記製品を輸入禁止製品に追加した。
覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令		
11	覚せい剤原料の指定	「2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサナムド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物」を覚せい剤原料へ指定し、覚せい剤取締法により規制を行うことが適当であるとした。
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案		
12	進学準備給付金の支給に伴う報告徴収等の創設	被保護者である高校生等であつて大学等に確実に入学すると見込まれるものに対し、進学準備給付金を支給する制度を新たに創設することとした。当該制度の創設に伴い、給付金の支給に関し必要があるときに、被保護者や大学等の長に必要な事項の報告を求めることができることとする等盛り込んだ「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成30年2月提出)。
13	住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に係る規制強化	無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているため、規制の新設を行うことができることとする等を盛り込んだ「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成30年2月提出)。
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案		
14	安全帯の譲渡等の制限等に関する	安全帯には一本つりのものとU字つりのものが存在するが、労働者の

	規制の見直し	墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等を予定している。これにより安全帯を使用しなければならない場面でU字つりの安全帯を単独で使用することができなくなるため、U字つりの安全帯を譲渡し、貸与し、又は設置する際の規制をかけておく必要がなくなることから、労働安全衛生法第42条に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ譲渡し、貸与し、又は設置することができない機械等から、U字つりの安全帯を除くこととした。
健康増進法の一部を改正する法律		
15	一定の場所以外の場所における喫煙の禁止	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙対策を徹底するため望まない受動喫煙の防止措置を講じることが求められているところ、喫煙をする者に対して一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する規制を設けることとすること等を盛り込んだ「健康増進法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
16	多数の者が利用する施設等における受動喫煙の防止措置	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙対策を徹底するため望まない受動喫煙の防止措置を講じることが求められているところ、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に対して、施設類型に応じて、喫煙が禁止された場所において、喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しないこと等を義務づけることとした「健康増進法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案		
17	士業等、法人役員等の資格要件又は営業許可等の要件	認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、今後も成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられており、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を盛り込んだ「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
食品衛生法等の一部を改正する法律案		
18	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化	我が国の食品衛生管理水準の向上や国際標準化を図り、事業者自らが取り組む衛生管理を推進するため、食品等事業者、と畜業者等や食鳥処理業者は、厚生労働省令で定める公衆衛生上必要な措置に関する基準に従い、施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じて行う、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための衛生管理に関する計画を定め、遵守しなければならないことを盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
19	特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届	健康被害の発生を未然に防止する見地から特別の注意を必要とするものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定す

	出制度の創設	る成分又は物を含む食品について、健康被害情報を収集し、専門家の科学的な知見に基づき対応を検討し、国民に対する効果的な注意喚起につなげるほか、改善指導や法に基づく販売等禁止措置の適用可否を判断するため、指定成分等含有食品を販売等する事業者は、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等に届け出なければならないこととし、当該届出を受けた都道府県等は厚生労働省に報告しなければならないこととする等盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
20	安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入	食品用器具・容器包装の安全性の確保や規制の国際的整合性の確保のため、人の健康を損なうおそれがない場合を除き、合成樹脂等を対象として、規格が定められていない原材料を使用した器具・容器包装を販売等してはならないこととするとともに、製造者は、適正製造管理規範（GMP）を遵守しなければならないこととする等盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
21	営業届出制度の創設	許可営業者、公衆衛生に与える影響が少ない営業を除き、営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県等に届け出なければならないこととする等盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
22	食品等の自主回収情報の届出制度の創設	営業者が製造等をした食品等が、食品衛生法に違反をした場合等で、当該食品等を回収するときは、食品衛生上の危害が想定されない場合を除き、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に届け出なければならないこととし、当該報告を受けた都道府県知事等は厚生労働大臣等に報告しなければならないこととする等盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
23	輸入食品における HACCP(ハサップ)による衛生管理の確認	輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組が講じられていることが必要な食品については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入してはならないこととする等盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
24	乳等の衛生証明書の添付等の輸入要件化	食品衛生法においても、乳等の輸入に当たっては、一定の疾病等に罹患した獣畜の乳又はこれを使用して製造等された乳製品でない旨の証明書の添付を求めることとし、また、生産地における食品衛生上の管理の状況によっては食品衛生上のリスクが高まるおそれがある食品の輸入に当たっては、生産地における食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を法律上規定することを盛り込んだ「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
医療法及び医師法の一部を改正する法律		

25	一定の病院の管理者に関する要件	地域における医療提供体制の確保のために必要な支援を行う病院の管理者について、厚生労働大臣の認定を受けたことを要件として設定することを盛り込んだ「医療法及び医師法の一部を改正する法律」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
26	地域医療構想達成のための新たな都道府県知事の権限	現行の規制では、医療機関の新規開設、増床等の許可の申請を行った者が、許可に当たって付与された条件（医療法第7条第5項）に従わず、当該構想区域で既に将来の病床数の必要量に達した医療機能を提供している場合、命令に従わない旨の公表はできるものの、当該医療機能の提供そのものを差し止めることはできず、また、当該構想区域に不足する医療機能が存在しない（全ての医療機能について、既存病床数が既に将来の病床数の必要量に達している）場合には、そもそも許可に当たって条件を付与することができない状況にあるため、規制の新設を行うことができることとするのを盛り込んだ「医療法及び医師法の一部を改正する法律」を国会に提出した（平成30年3月提出）。
27	大学付属病院が臨床研修病院となる際の都道府県知事の指定の義務化	臨床研修の実施体制について行政による確認を設定しない場合、医師の基礎的な知識や診療技術の要求水準が高度化する状況に、大学附属病院において臨床研修を行った医師が対応できない可能性があり、大学付属病院であっても例えば、新技術に医師の技能が追いつかず医療事故が発生し、特定機能病院が取り消された事例があり、大学附属病院であることが臨床研修の質を担保できない状況となっているため、大学附属病院であっても都道府県知事の指定を求めることとするのを盛り込んだ「医療法及び医師法の一部を改正する法律」を国会に提出した（平成30年3月提出）。

(注) 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

表15-(4) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（平成29年10月24日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の租税特別措置等を対象とする政策評価）

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設	医療に係る消費税の問題が抜本的に解決されるまでの間、都道府県で策定された医療計画等に資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設するという税制改正要望を行い、検討事項となっている。
2	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し	社会医療法人・特定医療法人の認定要件の一つである「全収入額に占める社会保険診療収入等が100分の80を超えること」について、社会状況の変化を踏まえて見直すという税制改正要望を行い、所要の改正が盛り込まれた。
3	受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置	飲食店等における喫煙専用室の早期設置を促すことにより、望まない受動喫煙を防止するため、当面の間、喫煙専用室を設置した場合にお

		ける税制上の所要の措置を講じるという税制改正要望を行い、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（※）について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備はその対象となることを明確化することとされた。 ※商業・サービス業・農林水産業活性化税制
4	協同組合等に係る受取配当等益金不算入制度における特例の適用除外等	生協連合会が行った共済事業分離目的の現物出資に係る配当金については、租税特別措置法の協同組合等の特例を適用せず、法人税法本則を適用する等の取扱いとすることを要望するという税制改正要望を行ったが、措置しないこととされた。
5	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置	介護医療院及び無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業について、税制上の所要の措置の対象となるよう要望するとともに、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置について、延長を要望するという税制改正要望を行い、所要の改正が盛り込まれた。なお、無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業の法人税に係る要望については、取り下げを行った。
6	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	障害者雇用割合が50%以上であること、障害者雇用割合が25%以上かつ障害者を20人以上雇用すること、法定雇用率を達成しており雇用している障害者が20人以上かつ雇用障害者数に占める重度障害者の割合が50%以上であることのいずれかを満たす場合、その年又はその年の前年以前5年内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等について、普通償却限度額の24%（工場用建物32%）の割増償却ができる特例措置の適用期限（平成30年3月31日）を2年間延長するという税制改正要望を行い、重度障害者割合を55%に引き上げた上で、平成32年3月31日までその適用期限を延長することとされた。
7	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長	積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を2年間延長するという税制改正要望を行ったが、措置しないこととされた。
8	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設	企業主導型保育事業を実施する事業者に対して、企業主導型保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設備の割増償却措置を講ずること等の税制上の優遇措置を創設するという税制改正要望を行い、所要の改正が盛り込まれた。
9	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じるという税制改正要望を行い、所要の改正が盛り込まれた。なお、法人税に係る要望については、取り下げを行った。
10	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創	中小企業・小規模事業者の再編・統合等のため、他企業や親族外経営者等に経営を引き継ぐ場合、ファンドから出資を受けた後に事業承継

	設	を行う場合に生じる株式、事業の譲渡益に係る税負担を軽減すること等により事業承継の円滑化を図るといった税制改正要望を行い、平成30年度税制改正において、登録免許税及び不動産取得税の軽減が措置された。
11	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	従業員1,000人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度の適用期限を2年延長するという現行制度を延長する税制改正要望を行い、延長が認められた。

2 事後評価

表15-(5) 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価) (平成29年9月25日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト(厚生労働省の政策体系)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mhlw_h24.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本目標I施策目標1-1】 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	目標達成	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求(24,217百万円)を行った(平成30年度予算案額:29,258百万円)。 ＜事前分析表の変更＞ 測定指標が、当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについて検証した上で、【基本目標I施策目標1-2】に反映させる予定である。
2	【基本目標I施策目標5-1】 感染症の発生・まん延の防止を図ること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求(94,101百万円)を行った(平成30年度予算案額:98,181百万円)。
3	【基本目標I施策目標6-1】 有効性・安全性の高い新医薬品・新医療機器を迅速に提供できるようにすること	目標超過達成	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求(1,152百万円)を行った(平成30年度予算案額:1,005百万円)。
4	【基本目標I施策目標11-1】 健康危機が発生した際に迅速か	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求(342百万円)を行った(平成30年度予算案額:255百万円)。

	つ適切に対応するための体制を整備すること			<p><機構・定員要求> 本邦における大規模イベントや北朝鮮有事に係る業務の増加に対応するため、必要な人員4名を要求した。</p> <p><事前分析表の変更> 政策評価有識者会議における指摘を踏まえ、新たな指標を設定する予定。</p>
5	<p>【基本目標Ⅱ施策目標1-1】 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p><制度改正> 食品の安全を確保するため、「食品衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出している（平成30年3月提出）。</p> <p><予算要求> 平成30年度概算要求（4,316百万円）を行った（平成30年度予算案額：3,883百万円）。</p> <p><機構・定員要求> 輸入食品の監視体制強化等事業及び農薬等ポジティブリスト制度推進事業関係の増員を要求している。 （輸入食品等の国内に流通する食品の監視指導等及び農薬等の残留基準策定の迅速化に必要な増員） 検疫所の食品衛生監視員10人の増員を要求している。 （輸入食品等の適切な監視指導を徹底するための体制強化に必要な増員）</p> <p><事前分析表の変更> 国際汎用添加物については、既に同添加物45品目中41品目を指定済みであり、今後5年間の評価期間を通じて同添加物に係る測定指標を設定することは適当でないため、29年度事前分析表において測定指標の見直しを行い、「要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終えた率」に変更した。</p>
6	<p>【基本目標Ⅲ施策目標1-1】 労働条件の確保・改善を図ること</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求> 平成30年度概算要求（546百万円）を行った（平成30年度予算案額：550百万円）。</p>
7	<p>【基本目標Ⅲ施策目標5-1】 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p><予算要求> 平成30年度概算要求（721百万円）を行った（平成30年度予算案額：721百万円）。</p>

	決を図ること			
8	【基本目標Ⅳ施策目標3-1】 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（140,644百万円）を行った（平成30年度予算案額：129,541百万円）。
9	【基本目標Ⅴ施策目標1-1】 多様な職業能力開発の機会を確保すること	目標達成	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（145,657百万円）を行った（平成30年度予算案額：148,597百万円）。 ＜機構・定員要求＞ 訓練効果に係る多面的な指標の評価基準の確立やそれに基づく訓練実施機関への指導など、職業訓練の持続的な改善のため、必要な人員3名を要求し体制整備を図った。
10	【基本目標Ⅵ施策目標1-1】 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（27,781百万円）を行った（平成30年度予算案額：27,166百万円）。 ＜税制改正要望＞ 事業所内保育施設（事業所内保育事業・企業主導型保育事業）を設置する企業に対して資産の割増償却を認める税制に、くるみん認定等取得のインセンティブとして、認定企業に対する加算措置を要望。
11	【基本目標Ⅶ施策目標1-1】 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	進展が大きい	改善・見直し	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（2,997,105百万円）を行った（平成30年度予算案額：2,965,487百万円）。 ＜税制改正要望＞ 生活保護法の一部改正により新たに支給されることとなる進学準備給付金について、次の措置を要望。 ① 所得税を課さない。 ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。 ＜制度改正＞ 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化等を図るため、今国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出している。 ＜事前分析表の変更＞ 測定指標（継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率）を追加した。

12	【基本目標Ⅸ施策目標1-1】 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	目標達成	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（985百万円）を行った（平成30年度予算案額：924百万円）。 ＜事前分析表の変更＞ 平成29年度事前分析表において、日本年金機構の事業である年金教育を参考指標（「年金教育の実施」）として追加。
13	【基本目標Ⅹ施策目標1-4】 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（3,028,932百万円）を行った（平成30年度予算案額：2,974,947百万円）。
14	【基本目標ⅩⅢ施策目標1-1】 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成30年度概算要求（236百万円）を行った（平成30年度予算案額：236百万円）。 ＜事前分析表の変更＞ 第6回政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（平成29年8月22日開催）において、測定指標（オンライン申請に係る利用者の満足度）について、利用者への任意調査によるものであることを追記するよう指摘があり、「指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」の欄に追記した。

表15－(6) 事業評価方式により評価を実施した政策(成果重視事業)（平成29年9月25日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の一般分野の政策を対象とする政策評価（事業評価方式））

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippanjigyo/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	そのまま継続が妥当	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、平成30年度概算要求（36,875百万円）を行った（平成30年度予算案額：35,608百万円）。

表15－(7) 総合評価方式により評価を実施した政策（平成29年9月25日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の一般分野の政策を対象とする政策評価（総合評価方式））

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ipfansogo/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	そのまま継続が妥当	<p>【引き続き推進】</p> <p>今後も、主に民間出身者で構成されるアフターサービス推進室の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みにより、引き続き、「国民の皆様の声」の活用を図るとともに、業務効率化の流れを踏まえつつ、より分かりやすい公表方法やより効果的かつ効率的な運用のための方策を検討する。</p> <p>国民に伝わるような情報発信については、引き続き、省全体の分かりやすい情報発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。</p> <p>アフターサービスについては、業務対象分野を更に拡大し、新規分野の調査を進めるとともに、好事例の紹介等にも取り組んで行くこととする。</p>

表15－(8) 事業評価方式により評価を実施した政策(公共事業の再評価) (平成29年4月5日、9月5日、平成30年3月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の公共事業を対象とする政策評価) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	簡易水道等施設整備事業 (12地区)	そのまま継続が妥当	【引き続き推進】 引き続き12地区を継続する。
2	水道水源開発等施設整備事業 (3地区)	そのまま継続が妥当	【引き続き推進】 引き続き3地区を継続する。

表15－(9) 事業評価方式により評価を実施した政策(終了時の個別研究開発課題) (平成29年9月5日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の研究開発を対象とする政策評価) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	政策科学推進研究事業 (8課題)	有効性・効率性等が認められる。	評価結果を踏まえ、計176課題につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し、反映する予定。
2	統計情報総合研究事業 (2課題)		
3	臨床研究等 ICT 基盤構築研究事業 (3課題)		
4	地球規模保健課題解決推進のための行政施策		

	に関する研究事業（1課題）		
5	厚生労働科学特別研究事業（17課題）		
6	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）（5課題）		
7	がん対策推進総合研究事業（16課題）		
8	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策政策研究事業（6課題）		
9	女性の健康の包括的支援政策研究事業（2課題）		
10	難治性疾患政策研究事業（48課題）		
11	免疫アレルギー疾患等政策研究事業（免疫アレルギー疾患政策研究分野）（3課題）		
12	免疫アレルギー疾患等政策研究事業（移植医療基盤整備研究分野）（3課題）		
13	慢性の痛み政策研究事業（終了課題なし）		
14	長寿科学政策研究事業（終了課題なし）		
15	認知症政策研究事業（2課題）		
16	障害者政策総合研究事業（3課題）		
17	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業（5課題）		
18	エイズ対策政策研究事業（5課題）		
19	肝炎等克服政策研究事業（5課題）		
20	地域医療基盤開発推進研究事業（15課題）		

21	労働安全衛生総合研究事業（1課題）		
22	食品の安全確保推進研究事業（7課題）		
23	カネミ油症に関する研究事業（終了課題なし）		
24	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業（7課題）		
25	化学物質リスク研究事業（5課題）		
26	健康安全・危機管理対策総合研究事業（7課題）		